

調査の概要

【調査の目的】

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。

今回の令和5年住宅・土地統計調査では、空き家対策の重要性が年々高まっていることを踏まえ、引き続き、空き家の所有状況などを把握するとともに、超高齢社会を迎えている我が国における高齢者の住まい方をよりの確に把握することを主なねらいとしています。

【調査の沿革】

昭和23年以来5年ごとに実施してきた住宅統計調査の調査内容等を平成10年調査時に変更したものであり、令和5年調査はその16回目に当たります。

【調査の根拠法令】

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である住宅・土地統計を作成するための調査）であり、住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）に基づいて実施しました。

【調査の時期】

調査は、令和5年10月1日午前零時現在によって実施しました。

【調査の地域】

全国の令和2年国勢調査の調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において令和5年2月1日現在により設定した調査単位区（1単位区内の住戸数が120を超えないよう調査区内を分割したもの）のうち約20万調査単位区について調査しました。（千葉県においては、9,164調査単位区）

なお、このうち約17万調査単位区については調査票甲により、約3万調査単位区については調査票乙により調査しました。

【調査の対象】

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物、並びにこれらに居住している世帯（1調査単位区当たり17住戸、約340万住戸・世帯）を対象としました。

なお、千葉県においては約15万6千住戸・世帯を対象としました。

【調査事項】

世帯に配布する調査票甲及び乙並びに調査員が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査しました。

<調査票甲・乙>

調査項目		調査票甲	調査票乙
1 世帯に関する事項	(1) 世帯主又は世帯の代表者の氏名	○	○
	(2) 構成	○	○
	(3) 同居世帯に関する事項	○	○
	(4) 年間収入	○	○
2 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項	(1) 従業上の地位	○	○
	(2) 通勤時間	○	○
	(3) 子の住んでいる場所	○	○
	(4) 現住居に入居した時期	○	○
	(5) 前住居に関する事項	○	○
3 住宅に関する事項	(1) 居住室の数及び広さ	○	○
	(2) 所有関係に関する事項	○	○
	(3) 家賃又は間代等に関する事項	○	○
	(4) 構造	○	○
	(5) 床面積	○	○
	(6) 建築時期	○	○
	(7) 設備に関する事項	○	○
	(8) 建て替え等に関する事項	○	○
	(9) 増改築及び改修工事に関する事項	○	○
	(10) 耐震に関する事項	○	○
	(11) 現住居の名義	—	○
4 現住居の敷地に関する事項	(1) 敷地の所有関係に関する事項	○	○
	(2) 敷地面積	○	○
	(3) 取得方法・取得時期等	○	○
	(4) 所有地の名義	—	○
5 現住居以外の住宅に関する事項	(1) 所有関係に関する事項	○	○
	(2) 利用に関する事項	○	○
	(3) 所在地	—	○
	(4) 建て方	—	○
	(5) 取得方法	—	○
	(6) 建築時期	—	○
	(7) 居住世帯のない期間	—	○
6 現住居以外の土地に関する事項	(1) 所有関係に関する事項	○	○
	(2) 利用に関する事項	○	○
	(3) 所在地	—	○
	(4) 面積に関する事項	—	○
	(5) 取得方法	—	○
	(6) 取得時期	—	○

<建物調査票>

1 住宅に関する事項	(1) 世帯の存しない住宅の種別
	(2) 種類
2 建物に関する事項	(1) 建て方
	(2) 世帯の存しない建物の構造
	(3) 腐朽・破損の有無
	(4) 建物全体の階数
	(5) 敷地に接している道路の幅員
	(6) 建物内総住宅数
	(7) 設備に関する事項
	(8) 住宅以外で人が居住する建物の種類

【調査の方法】

調査票甲・乙は、調査員、調査員の事務を一部行う指導員及び調査員事務を受託した事業者が調査世帯に調査書類を配布し、調査世帯が、インターネットによる回答、記入した調査票を調査員等に提出する方法及び郵送で提出する方法により行いました。

また、建物調査票は、調査員等が建物の外観を確認したり、世帯の方や建物の管理者に確認するなどして作成しました。

【結果の公表】

調査結果は、住宅数概数集計、住宅及び世帯に関する基本集計、住宅の構造等に関する集計及び土地集計から成り、インターネットへの掲載、報告書の刊行などにより総務省統計局から公表されています。

なお、住宅数概数集計による結果は速報値であり、住宅及び世帯に関する基本集計等による結果とは、必ずしも一致しません。

(総務省統計局結果公表のページ)

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/tyousake.html>



令和5年住宅・土地統計調査 集計結果公表予定（総務省統計局公表）

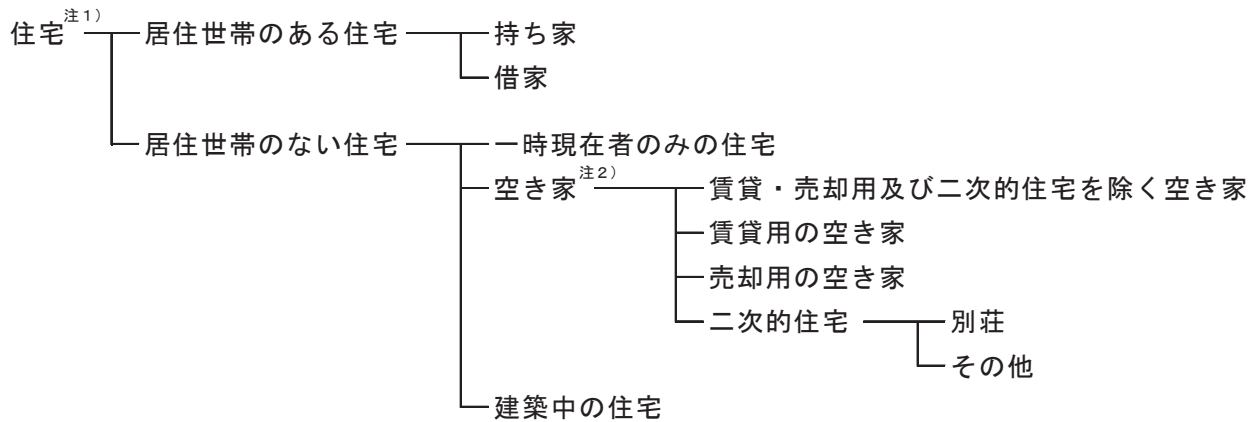
集計区分	集計内容	表章地域	公表日
住宅数概数集計	全国及び都道府県の総住宅数、空き家数などを集計した結果（速報値）	全国、都道府県	2024年4月30日 【公表済み】
住宅及び世帯に関する基本集計	住宅及び世帯に関する基本的な項目を集計した結果（確定値）	全国、都道府県、市区町村※	2024年9月25日 【公表済み】
住宅の構造等に関する集計	持ち家の増改築・改修工事、耐震改修工事など住宅の構造に関する項目を集計した結果（確定値）	全国、都道府県、市区町村※	2025年1月29日 【公表済み】
土地集計	世帯が所有している土地に関する項目を集計した結果（確定値）	全国、都道府県、市区町村※	2025年3月26日 【公表済み】

※市区及び人口1万5千人以上の町村について、結果表章（人口は令和2年国勢調査時点）

用語の解説

住宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。なお、いわゆる「廃屋」については、この調査では住宅としていない。



注1) 一戸建以外（長屋建、共同住宅、その他）の住宅数は、その建物内に入る一つ一つの住宅の数である。

注2) 「住宅」における空き家数は、調査期間中に統計調査員が担当する調査単位区内の住戸について外観等により把握した数に基づいて集計を行っている。

主世帯

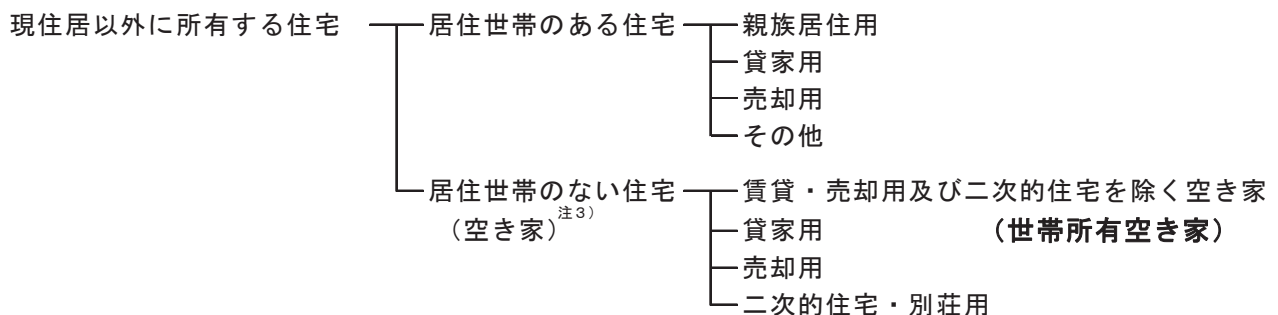
1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とした。

現住居以外に所有する住宅

主世帯の世帯員が、現在居住している住宅のほかに所有している住宅（共有の場合を含む。）をいう。

世帯所有空き家

現住居以外に所有する居住世帯のない住宅のうち、主な用途が「貸家用」、「売却用」、「二次的住宅・別荘用」以外の住宅（「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」）をいう。例えば、転勤などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、使用目的がない住宅など。



注3) 「現住居以外に所有する住宅」における空き家数は、本調査の対象となった住宅に居住する主世帯が現住居以外に所有する空き家について回答した数に基づいて集計を行っている。

現住居の敷地を所有している世帯

現在居住している住居の敷地を所有している主世帯をいう。なお、ここでいう「所有している」とは、住居の敷地に係る不動産の登記簿上の名義（共有名義を含む。）が、当該住居に居住する世帯員となっている場合をいう。

現住居の敷地以外の土地を所有している世帯

現在居住している住居の敷地のほかに土地を所有している主世帯をいう。なお、ここでいう「所有している」とは、登記の有無にかかわらず世帯員がその土地の固定資産税を納付している場合をいい、世帯員が相続する予定の土地について相続手続中の場合も「所有している」とした。

現住居の敷地以外の宅地などを所有している世帯

現住居の敷地以外の土地を所有している主世帯のうち、「農地」又は「山林」以外の土地を所有している世帯をいう。なお、ここでいう「宅地など」には、住宅用地や事業用地のほか、原野、荒れ地、池沼なども含む。

現住居の敷地以外の宅地などの所在地

世帯が所有している現住居の敷地以外の宅地などの所在地を次のとおり区分した。

区分	内容
現住居と同じ市区町村	現在住んでいる住居と同じ市区町村
自県内	現在住んでいる住居と同じ都道府県内の他市区町村
他県	現在住んでいる住居と異なる都道府県

その他の用語は、『令和5年住宅・土地統計調査 調査の結果 用語の解説』を参照のこと。

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/tyousake.html>

利用上の注意

<一般的事項>

- 1 本文及び図表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
- 2 「-」は、該当数値がないもの、又は数字が得られないものを示す。

<土地集計（確報集計）結果に関する事項>

- 1 土地集計（確報集計）結果は、土地集計で公表する結果のうち、調査票乙及び建物調査票を用いて集計した結果から作成している。調査票甲、調査票乙及び建物調査票を用いて集計した結果とは、集計の対象範囲等が異なるため、比較を行う際には留意されたい。
- 2 現住居の敷地以外の宅地などを複数所有している場合、それぞれの区画の取得方法、利用現況、所在地等（以下「取得方法等」という。）の詳細について最大3件目までを調査しており、この資料の図2-2-2、表2-2及び図2-2-3並びに「付表1 都道府県別の主な結果（令和5年）」のうち「現住居の敷地以外の宅地などの所在地別所有件数の割合」は、調査で把握した取得方法等の合計を総数として割合を算出している。